



日議文委発第27号

令和6年11月22日

日高市議会議長 鈴木 健夫 様

文教経済常任委員

委員長 金子 博



所管事務調査報告書

文教経済常任委員会は、下記のとおり行政研修視察を実施したので、その概要について報告いたします。

記

- 1 実施年月日 令和6年10月9日（水）～10月10日（木）
- 2 調査事項
 - (1) 神奈川県秦野市 農福連携事業について
土地の埋立て等の規制について
 - (2) 神奈川県小田原市 脱炭素社会の実現に向けた取組について
- 3 派遣委員等
 - (1) 委員 金子 博 新井 均 成田奈緒子 近藤沙織 横尾貴文
和田貴弘 三木伸也 大澤博行
 - (2) 随員 小山和也
- 4 視察地の概要
 - (1) 神奈川県秦野市
 - ・人口 160,656人 世帯数 73,527世帯（令和6年10月1日現在）
 - ・面積 103.76平方キロメートル秦野市は、神奈川県の西部に位置し、東西約13.6km、南北約12.8kmで、市の中心部から東京へは約60km、横浜へは約37kmのところに位置し、「丹沢大山国定公園」をはじめとする豊かな自然に恵まれた神奈川県央の中核都市である。
市の北部には、神奈川県の屋根と言われる丹沢山麓が連なり、南部には渋沢丘陵と呼ばれる大地が東西に走り、県下で唯一の盆地である。気候はいわゆる太平洋気候を示し、冬は温度の低い晴天の日が続き、夏は高温多湿となるが、平均的に見て気候は温暖である。年間平均気温は15.3度、降水量は1,858mmで県



下では比較的多い方である。

交通は、小田急小田原線が市街地を東西に縦貫しており、新宿へ1時間、小田原へは20分で連絡、市内に4つの駅がある。道路網は市内中央部を国道246号が東西に走り、東名高速道路の秦野中井インターチェンジが設置され、周辺の主要都市に通じている。

近年、都市化が進み企業の進出や、工業団地の形成、人口増加に伴う大型店舗の進出が目立っている。また、首都圏への通勤範囲であることから、ベッドタウン化が強まり、首都圏の中核都市として発展しつつある。

(2) 神奈川県小田原市

- ・人口 185,926 人 世帯数 85,682 世帯 (令和6年10月1日現在)
- ・面積 113.60 平方キロメートル

小田原市は、神奈川県南西部に位置し、東西 17.5 km、南北 16.9 kmで市の周囲は、74.89 km、このうち海岸線は 17.05 kmを占めている。湘南地方の西部を占めているので「西湘地域」と呼ばれている。

小田原市の地形は、相模湾に面した足柄平野を西側の箱根山塊東側の曽我丘陵が包むように囲んだ地形となっている。黒潮の流れる海に面し背後が山地という地形のため、平均気温が 16 度、年間降水量が 2,000 mm前後という暮らしやすい気候である。西部山地の一部は富士箱根伊豆国立公園の区域となっている。

小田原は、戦国時代に後北条氏の「城下町」として発展し、江戸時代には東海道屈指の「宿場町」として栄え、明治期には政財界人や文化人たちの「別荘・居住地」として愛されてきた。神奈川県南西部の中心都市である。

5 視察内容

(1) 神奈川県秦野市

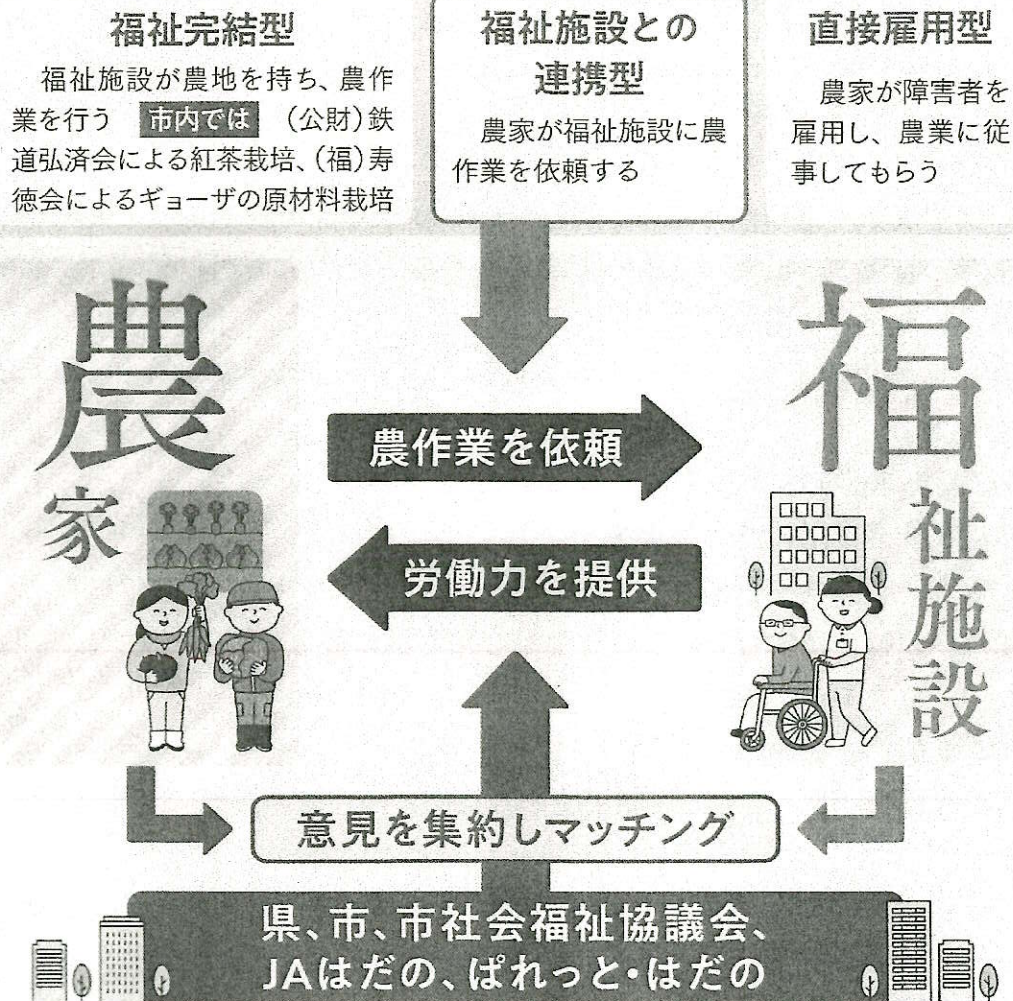
ア 農福連携事業について

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取り組みである。農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

☆ 秦野市の農福連携の仕組み

農福連携のしくみ

連携の方法は3種類。市内では、福祉完結型と連携型の二つが利用されている。



※秦野市提供資料より

○ 農家の抱える課題

① 農業従事者の減少

平成22年に約1,500人だった市内の農業就業人口は、令和2年には約半数まで減少。農家の数自体も比例して減っている。

② 農業規模の維持

1ha以上の農地を持つ農家数は、215戸（平成22年）から140戸（令和2年）に減少。

○ 農家が連携するメリット

- ① 労働力の確保
- ② 農地の維持・拡大
- ③ 別の作業などに割く時間が増える
- ④ 作業の見直しにより効果が向上

○ 福祉施設の抱える課題

① 障がい者が活躍する場の確保

就労を希望する市内の障がい者は、昨年度 1 年間で約 700 人。毎年徐々に増えつつある。

② 障がい者が外に出る機会づくり

障がいの特性によっては、長時間にわたる屋内での作業がストレスになる場合もある。

○ 福祉施設が連携するメリット

① 雇用・社会参画の機会の確保

② 生きがいづくりや心身のリハビリテーション

③ 障がいの特性に応じて、特長を生かした作業に従事できる。

イ 土地の埋立て等の規制について

○ 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例についての概要

① 制定の背景

平成 6～7 年にかけて主に調整区域において建設残土等の盛土により、トラブルが多発

→無秩序な造成行為による災害発生を未然に防止することを目的に、平成 7 年 12 月 1 日に施行される。

→令和 5 年 5 月 26 日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」の運用開始に向け、神奈川県及び県内各市町では条例の廃止を検討している。

（秦野市では、盛土規制法及び県条例による神奈川県知事への手続きに移行する予定（令和 7 年 4 月 1 日予定））

② 条例制定の効果

ア 宅地開発事業を計画している業者や、造成を考えている個人や事業者からの相談時に、盛土条例による届出及び許可手続きについての説明を行うと、計画そのものの断念や、規模の縮小を考えるケースが多く、少なくともむやみな大規模造成の抑止になっている。

イ 条例は、施行時以前にさかのぼって適用することが出来ないため、施行

時既に造成されたものに対しては、条例による許可等の手続きを指導することはできない。

③ 規制後の問題点

運用上の問題点としては、役所内の人事異動により各課の担当者が変わること、条例の認知度や規制の理解度が下がってしまい、相談者事業者に対して適正な指導ができない場合がある。そこで、令和5年度から開発指導課が盛土条例の研修を実施している。

(ア) 令和3年7月3日に起きた、静岡県熱海市土石流災害により埋立等の規制（盛土規制法）が大きく変わってきた。

(2) 神奈川県小田原市

脱炭素社会の実現に向けた取組について

○ 小田原市の取り組み

小田原市は、持続可能な地域社会の実現に向けて、地域資源たる再生可能エネルギーを活用した分散型のエネルギーシステムの重要性を認識し、一貫して環境・エネルギー政策を優先課題として位置付け取組を推進している。

平成26年に制定した「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」において、再生可能エネルギーは地域固有の資源であること、であるからこそ地域内で地域の活性化等に資するよう活用されなければならないということを明記。再生可能エネルギーの利活用を手段とし、地域の様々な資源を最大限有効活用した持続可能な地域社会の構築を目指している。

再生可能エネルギーとして太陽光発電のポテンシャル最大導入に向け、太陽光発電の天候・時間帯における変動を吸収するための蓄電池、電気自動車（EV）等の導入拡大も一体的に図り、これらを最適に制御するエネルギーマネジメントを重視している。

EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業は、エネルギーマネジメントのノウハウを持つスタートアップである株式会社REXEV（レクシブ）、地域新電力である湘南電力株式会社、及び小田原市の3者が連携し、環境省「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち脱炭素型地域交通モデル構築事業」を活用して実施している。EVに特化した「カーシェアリングサービス」と充放電の遠隔制御による「エネルギーマネジメント」を両立させることが特徴となっており、サ

ービス開始から2年半が経過した令和4年11月時点では、市内を中心に近隣市町も含め、約40台のEVでの運用が行われている。

○ 今後の取組

小田原市は、令和4年11月に環境省から脱炭素先行地域としての選定を受け、5年程度の予見性をもって継続的にこうした事業に取り組む機会を得た。これを呼び水とし、地域での再生可能エネルギー等の導入、エネルギーマネジメントの高度化に共に取り組む事業者とのさらなる連携拡大を図りたいと考えている。今後も小田原市を選んでいただけるよう、魅力的なフィールドづくりに努めながら、地域の成長戦略として脱炭素政策に引き続き取り組んでいくとしている。

以上のとおり報告いたします。